

○東吾妻町週休2日工事実施要領

令和6年12月13日告示第135号

(趣旨)

第1条 この告示は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、東吾妻町が発注する建設工事において、週休2日を確保する工事（以下「週休2日工事」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において用いる用語は、次のとおりとする。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日（実際の工事のための準備工（現場事務所設置や測量等）の初日をいう。）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいう。現場閉所率が28.5パーセント以上を4週8休以上、25パーセント以上28.5パーセント未満を4週7休以上4週8休未満、21.4パーセント以上25パーセント未満を4週6休以上4週7休未満とし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象は、積算基準及び標準歩掛（土木編）、土地改良工事積算基準、治山林道必携及び水道事業実務必携により積算する工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- (2) 十分な工期の確保が見込まれない工事
- (3) 通年維持工事、災害復旧工事（改良復旧工事を含む。）
- (4) 町長が対象工事に適さないと判断する工事

(発注方式)

第4条 発注方式は、受注者希望型（契約後、受注者が週休2日工事の適用を希望する場合、工事着手前に発注者と協議して取り組む方式）とする。

(補正方法)

第5条 発注者は、当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、4週8休に満たない場合は、履行状況に応じて減額の設計変更を行うものとする。

(実施方法)

第6条 週休2日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上を満たす現場閉所計画表（様式第1号）を監督員に提出し、これに基づき施工する。なお、工事現場において看板により週休2日工事である旨を掲示する。
- (2) 受注者は、現場閉所計画に変更が生じた場合は、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。
- (4) 前3号で掲げる事項については、入札公告等で提示する東吾妻町週休2日工事特記仕様書（様式第2号）に明記する。

(費用の計上)

第7条 発注者は、群馬県国土整備部 週休2日制現場の実施要領を準用し、費用の計上を行うものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

現場閉所計画表

建設工事名： 年度 工事
工 期： 年 月 日～ 年 月 日

凡例

週休2日補正	現場閉所率
4週8休以上	28.5%以上
4週7休以上4週8休未満	25%以上28.5%未満
4週6休以上4週7休未満	21.4%以上25%未満
4週6休未満	21.4%未満

現場閉所日数		日
対象期間日数		日
現場閉所率		%

(小数点第2位以下切り捨て)

様式第2号（第6条関係）

東吾妻町週休2日工事特記仕様書

（目的）

第1条 本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この特記仕様書において用いる用語は、次のとおりとする。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事着手日（実際の工事のための準備工（現場事務所設置や測量等）の初日をいう。）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）をいう。現場閉所率が28.5パーセント以上の場合を4週8休以上、25パーセント以上28.5パーセント未満を4週7休以上4週8休未満、21.4パーセント以上25パーセント未満を4週6休以上4週7休未満とし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（実施方法）

第3条 週休2日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上を満たす現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工する。なお、工事現場において看板により週休2日工事である旨を掲示する。
- (2) 受注者は、現場閉所計画に変更が生じた場合は、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

（費用の計上）

第4条 群馬県が別に定める群馬県県土整備部 週休2日制現場の実施要領を準用し、費用の計上を行うものとする。